

■このパンフレットについてのご質問・お問い合わせは・・・

国土交通省 近畿地方整備局 浪速国道事務所 調査課

大阪府枚方市南中振3丁目2番3号 TEL.072-833-0261(代表)

<http://www.kkr.mlit.go.jp/naniwa/>

大阪府 都市整備部 交通道路室 道路整備課
総合計画課

大阪府大阪市中央区大手前2丁目 TEL.06-6941-0351(代表)

<http://www.pref.osaka.jp/doroseibi/>

<http://www.pref.osaka.jp/sokei/>

大阪市 計画調整局 計画部 都市計画課(幹線道路担当)

大阪府大阪市北区中之島1丁目3番20号 TEL.06-6208-7871

<http://www.city.osaka.lg.jp/keikakuchosei/>

淀川左岸線延伸部 環境影響評価方法書の概要

1

大阪都市再生環状道路の一部を構成する 淀川左岸線延伸部

淀川左岸線延伸部は、政府の「都市再生プロジェクト」や大阪府・大阪市策定の「グランドデザイン・大阪」にも位置付けられた「大阪都市再生環状道路」の一部を構成する道路で、大阪市北区豊崎付近から門真市穂島付近までの延長約10kmの自動車専用道路です。

この道路は、事業中の大和川線・淀川左岸線及び整備済みの湾岸線、近畿自動車道とともに、延長約60kmの「大阪都市再生環状道路」を形成します。

【大阪都市再生環状道路】

第二京阪道路を介して、名神高速道路等と阪神港及び関西国際空港を結ぶ主要な幹線道路であり、また、大阪都心部の慢性的な渋滞の緩和や沿道環境の改善とともに、新たな拠点エリアを誘引する都市活性に繋がる道路です。



 高速自動車国道
  都市高速道路・その他有料道路
  一般国道
  淀川左岸線延伸部

 事業中の高速自動車国道
 事業中の都市高速道路・その他有料道路
 事業中の一般国道
 大阪都市再生環状道路

 調査中の道路

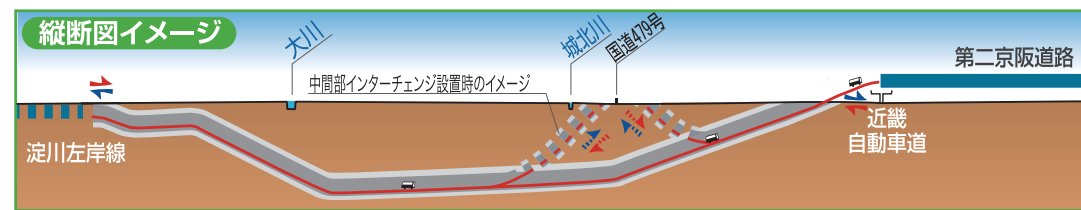
【道路規格】

- 事業区間／起点:大阪府大阪市北区豊崎(とよさき)
終点:大阪府門真市樟島(ひえじま)
- 延長／約10km
- 車線数／4車線
- 設計速度／60km/h
- 基本的な道路構造／主に地下式(トンネル構造)、嵩上式(高架構造)

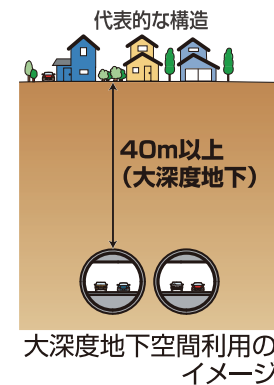
【都市計画対象道路事業の実施区域の位置】



【推奨すべき計画案の参考イメージ】



参考:淀川左岸線延伸部有識者委員会 提言



沿道地域への影響に配慮し、大深度地下の使用を計画しています。

「大深度地下とは」

- ①②のいずれか深い方となります。
- ①地下室の建設のための利用が通常行われない深さ(地下40m以深)
- ②建築物の基礎の設置のための利用が通常行われない深さ(支持地盤上面から10m以深)

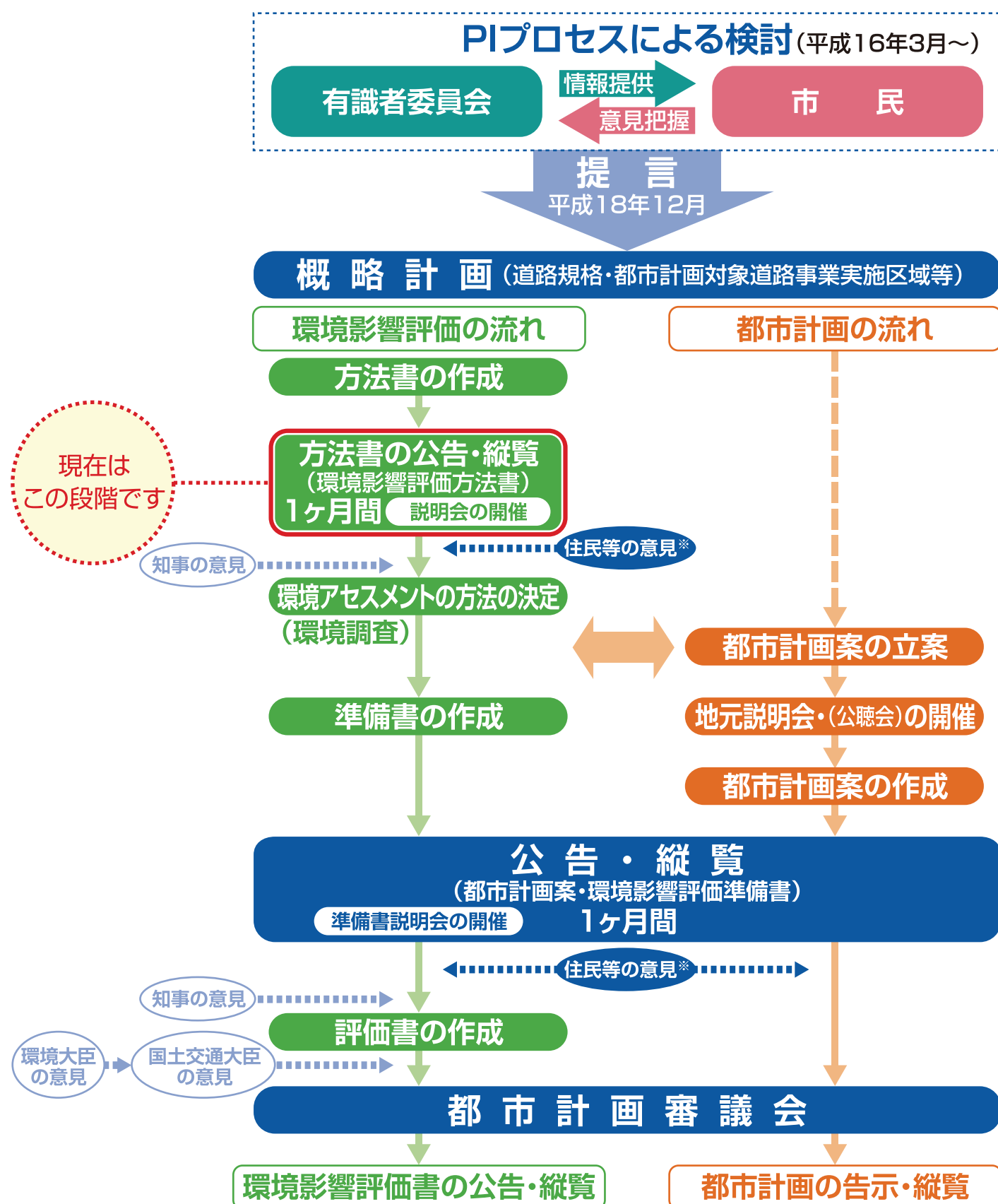
目次 Contents

1. 淀川左岸線延伸部の概要	1・2
2. 手続きの流れ	3
3. 環境影響評価	4
4. 淀川左岸線延伸部の環境影響評価方法書について	5・6

注：「(仮称)淀川左岸線延伸部環境影響評価方法書」における都市計画対象道路事業の名称は、「(仮称)淀川左岸線延伸部」ですが、本パンフレットでは(仮称)を省略し「淀川左岸線延伸部」に表現を統一しています。

2 手続きの流れ

淀川左岸線延伸部有識者委員会の提言を踏まえた概略計画に基づき、環境影響評価手続き、都市計画手続きなどを行っていきます。



※住民等の意見の提出期間は、公告・縦覧の開始から終了後2週間まで

3 環境影響評価

環境影響評価(環境アセスメント)とは

開発事業の内容を決めるに当たって、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて、事業者自らが調査・予測・評価を行い、その結果を公表して住民、地方公共団体などから意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点から、よりよい事業計画を作り上げていこうという制度です。

【環境アセスメントに関する図書】

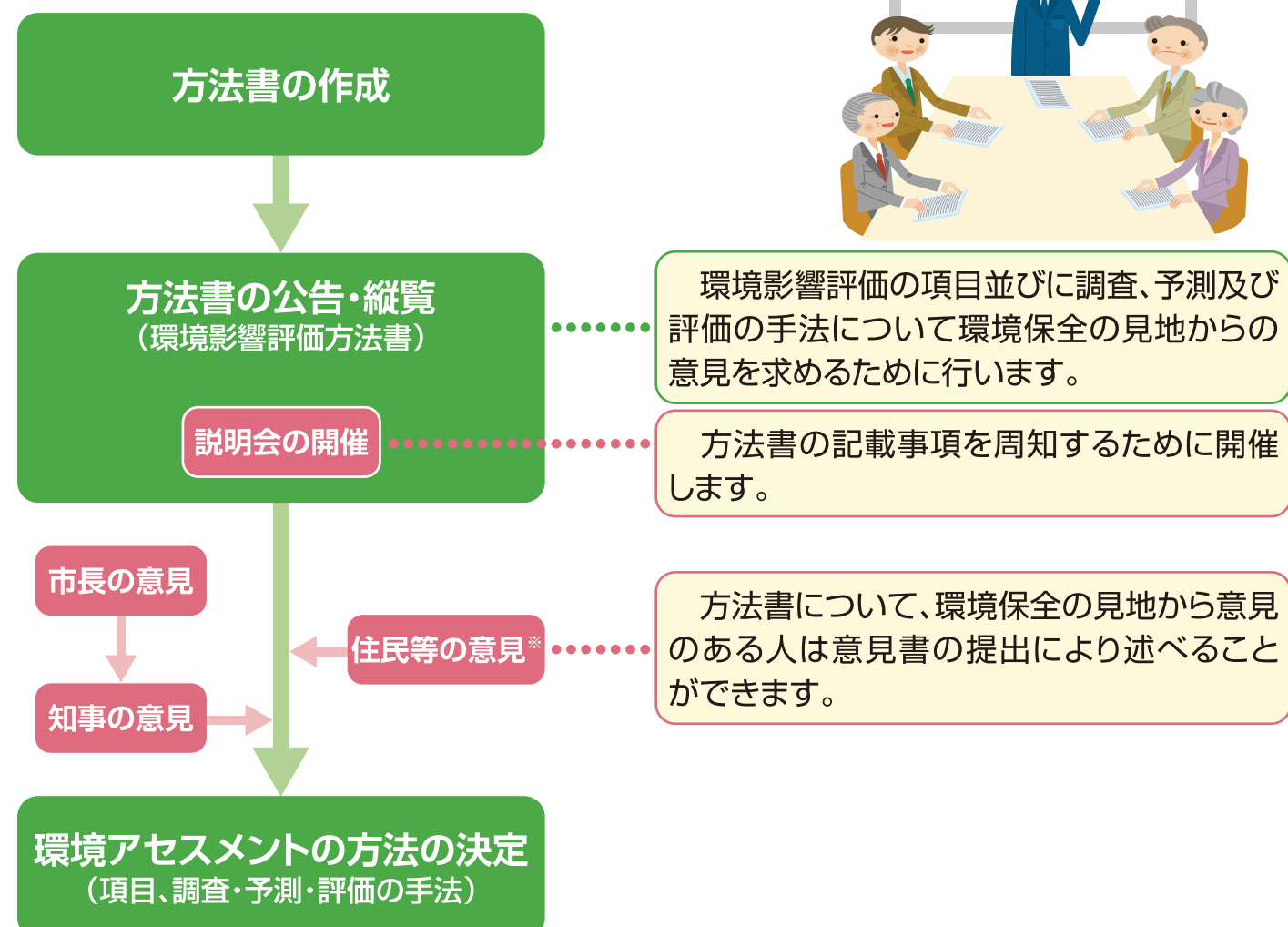
方法書:これから行う環境アセスメントの方法を伝えるものです。

準備書:環境アセスメントの結果を伝えるものです。

評価書:準備書に対する意見を踏まえて、必要に応じて内容を修正したものです。

現在は
この段階です

環境アセスメントの方法の決定までの流れ



4 淀川左岸線延伸部の環境影響評価方法書 について

方法書には、環境影響評価の項目、調査・予測・評価の手法について記載しています。

都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲の概況

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を検討するために必要と考えられる範囲を対象に、以下の事項について、既存の文献等を参考に調査しました。

自然的状況

大気環境、水環境、土壌及び地盤、地形及び地質、動植物及び生態系、景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況。

社会的状況

人口及び産業、交通、土地利用、河川等の利用、学校・病院・住宅等の配置、下水道の整備及び廃棄物の状況、環境保全を目的とした法令等による指定地域及び環境基準等。

環境影響評価の項目

事業特性及び地域特性に基づき以下のとおり選定しました。

環境影響評価の項目

調査・予測・評価項目 時期・環境影響要因	大気質		強風による風害	騒音	振動	低周波音	水質 水の濁り	底質	地盤	土壌	日照障害	電波障害	動物	植物	生態系	景観	人と自然との 触れ合いの活動の場	埋蔵文化財	廃棄物等
	二酸化窒素	浮遊粒子状物質																	
工事中	工事の実施	●	●	●	●		●	●	●	●			●	●	●	●	●	●	●
	道路の存在								●		●	●	●	●	●	●	●		
完成後	自動車の走行	●		●	●	●													
	換気塔の存在及び供用			●	●	●					●	●	●	●	●	●			

(注)●は調査・予測・評価を実施する項目

工事中

- 建設機械の稼働、工事用車両の運行に伴う
・大気質(二酸化窒素、浮遊粒子状物質、粉じん等) ・騒音 ・振動
についての影響を検討します。
- 掘削・トンネル工事等に伴う
・水質(水の濁り) ・底質^{注1} ・地盤沈下 ・土壌汚染 ・埋蔵文化財 ・廃棄物等
についての影響を検討します。
- 工事施工ヤード、工事用道路等の設置に伴う
・水質(水の濁り) ・動物 ・植物 ・生態系 ・景観
・人と自然との触れ合いの活動の場^{注2} ・埋蔵文化財
についての影響を検討します。

注1：底質：河川、湖沼、海域などの水底を構成する粘土、シルト、砂、礫などの堆積物や岩のこと。
注2：人と自然との触れ合いの活動の場：野外レクリエーションを通じた人と自然との触れ合い活動及び日常的な人と自然との触れ合いの活動が一般的に行われる施設又は場(散策路、キャンプ場など)。

完成後

- 自動車の走行や換気塔の供用に伴う
・大気質(二酸化窒素、浮遊粒子状物質) ・騒音 ・振動 ・低周波音
についての影響を検討します。
- 道路(掘削・トンネル)の存在に伴う
・地盤沈下
についての影響を検討します。
- 道路(平面・掘削・高架構造)や換気塔の存在に伴う
・強風による風害 ・日照障害 ・電波障害 ・動物 ・植物 ・生態系 ・景観
・人と自然との触れ合いの活動の場
についての影響を検討します。

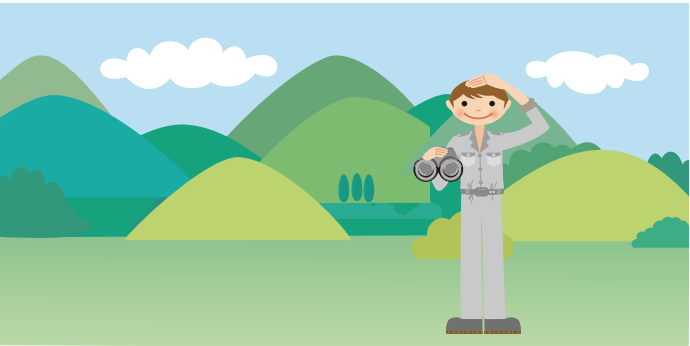
調査・予測・評価の手法

調査

予測・評価をするために必要な地域の環境情報を収集するための調査の手法を選定しました。

【調査の手法】

- 既存の資料などを集めて整理する手法。
- 実際に現地に行って、測定や観察をする手法。



予測

事業を実施した結果、環境がどのように変化するかを予測する手法を選定しました。

【予測の手法】

- コンピュータ等で各種の予測式に基づいて計算する手法。
- 景観等ではモニター写真の作成等の手法。



評価

事業を行った場合の環境への影響について、評価する手法を選定しました。

【評価の手法】

- 実行可能な範囲で、出来る限りの対策がとられているか。
- 環境保全に関する基準、目標等がある場合は、達成しているか。

